

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年1月5日認可した。

平成19年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）八反坪地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）一ノ谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本大下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）吉岡西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）畔田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中田井小樋筋地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（さく井事業）フグリ地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）中出地区
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）亀尾地区
観音寺市逆瀬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）立石地区
三豊干拓土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）干拓8号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）干拓7号地区
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）屋敷内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）寺家地区
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門新設事業）唐頭地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）百合田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）小山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）苙打地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）竿地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大池裏門地区